

社会福祉法人 旭川荘

令和9年度採用職員 募集要項（障害者対象）

○ 旭川荘の理念

- ・ 基本理念 「敬天愛人」 — 天を敬い人を愛する人間尊重の精神 —
生命の尊厳を大切にし、すべての人が共生できる人間尊重の社会の実現を目指します
- ・ 運営の基本方針
 - 1 医療と福祉の融合 医療と福祉の機能がより効果的に発揮できるよう、医療と福祉が融合したサービスを提供します
 - 2 総合福祉施設としての運営 多様な障害に対応し、また乳幼児から老人まであらゆる年齢階層を対象に総合的、有機的にサービスを提供します
 - 3 地域福祉への貢献 地域の医療福祉ニーズを科学的に把握し、地域社会の文化・生活に即したサービスを提供します
 - 4 国際交流の推進 旭川荘の有する医療福祉の知識や経験を通じて、海外との交流を図り、東アジア諸国の医療福祉事業に協力します

1 求める人材像

“小さな声”を受け止め、柔軟に対応できる人
仕事に対する意欲を持ち、自ら学び考え行動できる人
周囲の人たちと協力して仕事に取り組める人



2 募集関係（申込みから採用までの間に、手帳等の提示を求めることがあります。）

募集区分	正職員	契約職員
募集地域	岡山市内	
採用予定数	若干名	
募集職種	事務職（業務内容は裏面に記載）	
受験資格	昭和42年4月2日以降に生まれ、次の①～③全ての要件を満たす人。 ①次のア～オに掲げる手帳等（受験申込日及び採用試験実施日に有効であるもの）のうち、いずれかの交付を受けている人 ア 身体障害者手帳 イ 身体障害者法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 ウ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳 エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 オ 精神障害者保健福祉手帳 ②パソコンを使用した作業ができる人 ③電話対応ができる人	
応募方法	旭川荘ホームページ（採用サイト内）の募集掲載画面から申し込んでください。	
締切	受験申込 令和8年11月23日(月) 書類提出 令和8年11月25日(水) 当日消印有効（※）	

(※) エントリーシート、最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書、資格を証する書類の写し又は資格取得見込証明書、（各1部）

(注1) エントリーシートは旭川荘ホームページ（採用サイト内）の募集掲載画面からダウンロードしてください。

(注2) 受験申込確認後、試験案内をメールにより通知します。

3 業務内容等（事務職として担当する業務内容等は次のとおりです。）

	正職員	契約職員
勤務時間	1日8時間、週40時間	1日6時間、週30時間（応相談）（注1）
雇用期間	定年制	3年（更新の可能性有）
定年	60歳 （再雇用制度で65歳まで勤務可）	65歳
業務内容	経理、人事・給与等をはじめとする事務を行い、支援の現場で活躍する職員のサポート役として、業務が円滑に進むよう、法人及び各施設のバックアップや取りまとめを行います。また、利用者の方が安全で気持ちよく過ごせるよう、施設内外の環境を整えます。（注2）	
備考	・異動有	・異動無 ・正職登用制度有

（注1）週30時間を原則としますが、日数・時間数変更の相談に応じます。

（注2）正職員と契約職員とでは、業務内容の範囲・難度等に差を設けています。

4 試験内容

試験日	一次試験（11月下旬）	二次試験（12月4日）
試験種目	書類選考	面接
合否結果	11月末頃（メール）	12月中旬頃（通知文書）
試験会場	社会福祉法人旭川荘（岡山市北区祇園 866）	

5 採用日 令和9年4月1日

6 待遇

(1) 給与（令和8年4月1日現在。給与改定により、変更することがあります。）

	正職員	契約職員（週30時間）
給与	183,068～262,696 円	150,000～173,000 円
	※ 上記月給は、新卒者～既卒者（10年程度職務経験を考慮した場合）です。 ※ 上記月給は、ベースアップ等支援手当を含みます。 ※ 加算対象となる施設の職員に支給（0～8,500 円）※施設により支給額が異なります。 ※ 通勤手当（対象となる職員に支給）、超過勤務手当等（勤務実績に応じて支給） ※ 昇給 年1回	
	・期末手当：年4.05ヶ月 ・住居手当、扶養手当 （対象となる職員に支給）	・一時金：年109,000 円 （前年度実績）

(2) 休日・休暇 年間休日数 125日（土日祝日、年末年始）

年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、育児休暇、介護休暇、その他特別休暇、産前産後休業、育児休業、介護休業など

(3) 保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

- (4) 福利厚生 ①退職手当共済制度（福祉医療機構）※週 30 時間以上のみ
 ②ソウエルクラブ加入 ※週 30 時間以上のみ
 ・慶弔お祝い、入院見舞金等、弔慰金、各種研修会、トラベル、スポーツ、カルチャー、ショッピングなど幅広い分野のサービス
 ③民間社会福祉従事者育成制度加入
 ・給付事業（結婚祝金、出産祝金、入学祝金、傷病見舞金、弔慰金等）
 ・助成事業（研修会等事業、交流事業等）
 ④病児・病後児保育費助成制度

7 勤務地、勤務施設

応募区分 岡山市内の施設及び事務局

8 その他

＜こども性暴力防止法に基づく採用条件について＞

児童施設の業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行されます「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための 措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」については、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項の規定、「特定性犯罪事実該当者」については、こども性暴力防止法第 2 条第 8 項の規定によります。

＜求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止について＞

旭川荘では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止に取り組んでいます。旭川荘の採用活動において、職員から性的な言動等を受けた場合には、相談窓口（ハラスメント相談窓口、事務局人事班）を設けています。その他の詳細についてはホームページをご確認ください。

【ハラスメント相談窓口】

旭川荘ハラスメント防止委員会
事務局人事班

mail:harass-pro@asahigawasou.or.jp
mail:jinji@asahigawasou.or.jp

【ホームページ】 <https://www.asahigawasou.or.jp/about/information>



問い合わせ・書類提出先	
社会福祉法人旭川荘 事務局 人事班	
住 所	〒703-8555 岡山市北区祇園866
	TEL (086)275-7007、(086)275-0131(代表)
	FAX (086)275-7006
	メールアドレス saiyou@asahigawasou.or.jp
	旭川荘ホームページアドレス https://www.asahigawasou.or.jp